

政策評価に関する基本方針変更

変更後	現行
<p data-bbox="488 309 824 339">政策評価に関する基本方針</p> <p data-bbox="203 405 1104 916">我が国の行政において、国民的視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な政策の評価機能を強化し、これによる評価の結果を政策に適切に反映していくことが課題となっているとの認識の下、中央省庁等改革により政策評価制度が導入された。政策評価制度は、政策の効果等に関し、科学的な知見を活用しつつ合理的な手法により測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものであり、その結果を政策に適切に反映させ、政策に不断の見直しや改善を加え、もって、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政を推進するとともに、国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底するものと位置付けられる。</p> <p data-bbox="203 938 1104 1203">政策評価については、各府省が、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本となる。また、各府省とは異なる評価専担組織としての総務省が、府省の枠を超えて、政策評価の総合性及び一層厳格な客観性を担保するため、各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う。</p> <p data-bbox="203 1225 1104 1347">これにより、各府省が行う政策評価と総務省が行う政策の評価とは、それぞれに分担する機能を的確に発揮することで、内閣の統轄の下における的確な政策評価の実施を確保するものとする。</p> <p data-bbox="232 1369 1104 1401">このような政策評価制度について、明確な枠組みを与え、その実効性</p>	<p data-bbox="1415 309 1751 339">政策評価に関する基本方針</p> <p data-bbox="1135 405 2040 916">我が国の行政において、国民的視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な政策の評価機能を強化し、これによる評価の結果を政策に適切に反映していくことが課題となっているとの認識の下、中央省庁等改革により政策評価制度が導入された。政策評価制度は、政策の効果等に関し、科学的な知見を活用しつつ合理的な手法により測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものであり、その結果を政策に適切に反映させ、政策に不断の見直しや改善を加え、もって、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政を推進するとともに、国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底するものと位置付けられる。</p> <p data-bbox="1135 938 2040 1203">政策評価については、各府省が、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本となる。また、各府省とは異なる評価専担組織としての総務省が、府省の枠を超えて、政策評価の総合性及び一層厳格な客観性を担保するため、各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う。</p> <p data-bbox="1135 1225 2040 1347">これにより、各府省が行う政策評価と総務省が行う政策の評価とは、それぞれに分担する機能を的確に発揮することで、内閣の統轄の下における的確な政策評価の実施を確保するものとする。</p> <p data-bbox="1164 1369 2040 1401">このような政策評価制度について、明確な枠組みを与え、その実効性</p>

変更後	現行
<p>を高めるとともに、これに対する国民の信頼を一層向上させる観点から、我が国は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）を制定した。これにより、各行政機関において、明確な計画の下、政策を決定した後においてその評価を行うべき責務を明らかにし、また、適切な形で政策決定前における評価の実施も確保するとともに、総務省が行う政策の評価について、手続的側面も含めて、その内容等を明確にした。</p> <p>以後、政府は、この法の下、行政機関の政策について、適時に、その効果を把握し、これを基礎として必要な評価を行い、政策の見直しや改善を推進していくこととなった。</p> <p>この「政策評価に関する基本方針」は、法の下における政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、法第 5 条の規定に基づき、各行政機関の長が定める基本計画の指針となるべき事項を定めるとともに、政府の政策評価活動において基本とすべき方針を明らかにするものである。</p> <p>I 政策評価に関する基本計画の指針</p> <p>1 政策評価の実施に関する基本的な方針</p> <p>(1) 政策評価の実施に関する基本的な考え方</p> <p>政策評価は、各行政機関が所掌する政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価を行うことにより、政策の企画立案や政策に基づく活動を的確に</p>	<p>を高めるとともに、これに対する国民の信頼を一層向上させる観点から、我が国は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）を制定した。これにより、各行政機関において、明確な計画の下、政策を決定した後においてその評価を行うべき責務を明らかにし、また、適切な形で政策決定前における評価の実施も確保するとともに、総務省が行う政策の評価について、手続的側面も含めて、その内容等を明確にした。</p> <p>以後、政府は、この法の下、行政機関の政策について、適時に、その効果を把握し、これを基礎として必要な評価を行い、政策の見直しや改善を推進していくこととなった。</p> <p>この「政策評価に関する基本方針」は、法の下における政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、法第 5 条の規定に基づき、各行政機関の長が定める基本計画の指針となるべき事項を定めるとともに、政府の政策評価活動において基本とすべき方針を明らかにするものである。</p> <p><u>なお、平成 14 年 4 月 1 日の法の施行から 3 年が経過したことから、法附則第 2 条の規定に基づき、法の施行状況に検討を加え、政策評価の改善・充実に向けた必要な措置として、本基本方針を改定するものである。</u></p> <p>I 政策評価に関する基本計画の指針</p> <p>1 政策評価の実施に関する基本的な方針</p> <p>(1) 政策評価の実施に関する基本的な考え方</p> <p>政策評価は、各行政機関が所掌する政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価を行うことにより、政策の企画立案や政策に基づく活動を的確に</p>

変更後	現行
<p>行うための重要な情報を提供するものであり、政策の決定とは異なるものである。政策評価は、これを「企画立案 (Plan)」、「実施 (Do)」、「<u>評価 (Check)</u>」、「<u>改善 (Action)</u>」を主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に制度化されたシステムとして明確に組み込み、その客観的かつ厳格な実施を確保し、政策評価の結果を始めとする政策評価に関する一連の情報を公表することにより、政策の不断の見直しや改善につなげるとともに、国民に対する行政の説明責任の徹底を図るものである。</p> <p>政策評価が政策のマネジメント・サイクルに組み込まれ、このサイクルが有効に機能することにより、政策の質の向上がもたらされるとともに、併せて行政の政策形成能力の向上や職員の意識改革が進み、これらにより、国民本位の効率的で質の高い行政や国民的視点に立った成果重視の行政が実現されることとなる。さらに、政策評価に関する一連の情報の公表によって、国民に対する行政の説明責任の徹底が図られることにより、政策やそれに基づく活動についての透明性が確保され、ひいては行政に対する国民の信頼の向上が図られることとなる。</p> <p><u>社会経済の急速な変化に伴って、我が国の行政が対応すべき課題は、絶えず、時に予想外の方向に変化するとともに、一層複雑、困難なものとなっている。こうした課題に対応していくためには、政策の現状を適切に把握し、それまでの進捗を評価した上で必要な軌道修正を行う機動的かつ柔軟な政策展開を図っていくことが有効であると考えられる。</u></p> <p><u>機動的かつ柔軟な政策展開には、政策の進捗状況の的確な把握</u></p>	<p>行うための重要な情報を提供するものであり、政策の決定とは異なるものである。政策評価は、これを「企画立案 (Plan)」、「実施 (Do)」、「<u>評価 (See)</u>」を主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に制度化されたシステムとして明確に組み込み、その客観的かつ厳格な実施を確保し、政策評価の結果を始めとする政策評価に関する一連の情報を公表することにより、政策の不断の見直しや改善につなげるとともに、国民に対する行政の説明責任の徹底を図るものである。</p> <p>政策評価が政策のマネジメント・サイクルに組み込まれ、このサイクルが有効に機能することにより、政策の質の向上がもたらされるとともに、併せて行政の政策形成能力の向上や職員の意識改革が進み、これらにより、国民本位の効率的で質の高い行政や国民的視点に立った成果重視の行政が実現されることとなる。さらに、政策評価に関する一連の情報の公表によって、国民に対する行政の説明責任の徹底が図られることにより、政策やそれに基づく活動についての透明性が確保され、ひいては行政に対する国民の信頼の向上が図られることとなる。</p>

変更後	現行
<p><u>とその結果を改善方策の検討・実施に反映していくことが必要になるが、これらは政策評価が本来果たすべき機能であり、政策評価を活用して新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行うことが、行政の無謬性にとらわれない望ましい行動として高く評価されることを目指すべきである。</u></p> <p><u>このため、今後は、政策の進捗状況や効果を適切に把握する機能を強化するために、有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組むものとする。また、政策評価により得られた情報を政策の見直しや改善を含む意思決定過程において活用することを推進するものとする。</u></p> <p><u>有効性の観点からの評価を充実させるためには、政策の特性に応じた指標の設定や分析手法の選択が必要となる。このため、従来採用してきた評価の手法にとらわれることなく、デジタル技術の進展等により新たに使用可能となったデータや分析手法の活用等も念頭に置いて、時代の変化に応じた新たな評価の手法を模索していくことが重要である。</u></p> <p><u>また、政策評価や行政事業レビュー等の評価関連作業から得られる情報の意思決定過程における活用の在り方についても、各行政機関の政策の特性や活用する目的等に合わせて設計する必要がある。</u></p> <p><u>このため、本基本方針を踏まえて各行政機関の長が初めて策定する基本計画の期間を試行的取組の期間と位置付け、新たな政策評価の手法の導入や意思決定過程における活用方法等の試行的な取組など、各行政機関における創意工夫が行われる余地を拡大す</u></p>	

変更後	現行
<p><u>るものとする。</u></p> <p><u>また、総務省は、政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の実施やその成果、動向を基に、政策評価審議会（以下「審議会」という。）での議論も踏まえ、政策効果の把握・分析手法や意思決定過程における活用方法等の整理を随時行い、各行政機関に共有する。政策評価の品質を高める観点から、政策評価制度のPDCAサイクルを回すことにより各行政機関における政策評価の取組の継続的な改善を促進する役割を果たすものとする。</u></p> <p>政府は、このような政策評価制度の目的を政府全体としての確に実現していくため、法及び本基本方針等に基づき制度の全政府的な実施を確保しつつ、各行政機関におけるそれぞれの政策の特性等に応じた効果的な取組を政策評価の重点化・効率化を図りながら進めていくとともに、政策評価の実施の過程を通じて制度の改善・発展を図っていくものとする。</p> <p><u>(2) 政策評価の方式</u></p> <p><u>政策評価に期待される役割を十分に果たすとともに、政策評価の効率的な実施を確保するため、政策評価を行うに当たっては、政策の特性等に応じて合目的に、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」（別紙）を始めとした適切な方式を用いるものとする。</u></p> <p><u>なお、これまでの評価の方式も参考としつつ、政策の特性等に応じ意思決定に有益な情報が得られるよう、上記方式の要素の組み合わせ方の変更も含め、評価の方式の不断の見直しを行うものとする。</u></p>	<p>政府は、このような政策評価制度の目的を政府全体としての確に実現していくため、法及び本基本方針等に基づき制度の全政府的な実施を確保しつつ、各行政機関におけるそれぞれの政策の特性等に応じた効果的な取組を政策評価の重点化・効率化を図りながら進めていくとともに、政策評価の実施の過程を通じて制度の改善・発展を図っていくものとする。</p> <p><u>(2) 政策評価の方式</u></p> <p><u>政策評価に期待される役割を十分に果たすとともに、政策評価の効率的な実施を確保するため、政策評価を行うに当たっては、政策の特性等に応じて合目的に、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」（別紙）やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。</u></p> <p><u>また、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するため、政策体系をあらかじめ明らかにすることを基本とし、その実施に当たっては、政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかに</u></p>

変更後	現行
<p>2 政策評価の観点に関する基本的な事項</p> <p>政策評価の実施に当たっては、評価の対象とする政策の特性に応じて適切な観点を選択、具体化し、総合的に評価するものとする。<u>その際、前述のとおり、政策の進捗状況や効果を適切に把握する機能をより発揮するよう、有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組むものとする。</u></p> <p>政策評価の観点としては、法第3条第1項に明示された必要性、効率性及び有効性の観点がある。このうち、必要性の観点からの評価は、政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるかなどを明らかにすることにより行うものとする。また、効率性の観点からの評価は、政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにすることにより行うものとする。有効性の観点からの評価は、得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにすることにより行うものとする。</p> <p>上記のほか、政策の特性に応じて選択して用いる観点としては、公平性の観点や優先性の観点などが考えられる。この公平性の観点からの評価は、行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配さ</p>	<p><u>した上で行うものとする。</u></p> <p><u>なお、各行政機関の所掌する政策が、複数行政機関に係る政策(上位目的)と関連する場合は、複数行政機関に係る政策との関係をあらかじめ明らかにするよう努めるものとする。</u></p> <p>2 政策評価の観点に関する基本的な事項</p> <p>政策評価の実施に当たっては、評価の対象とする政策の特性に応じて適切な観点を選択、具体化し、総合的に評価するものとする。</p> <p>政策評価の観点としては、法第3条第1項に明示された必要性、効率性及び有効性の観点がある。このうち、必要性の観点からの評価は、政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるかなどを明らかにすることにより行うものとする。また、効率性の観点からの評価は、政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにすることにより行うものとする。有効性の観点からの評価は、得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにすることにより行うものとする。</p> <p>上記のほか、政策の特性に応じて選択して用いる観点としては、公平性の観点や優先性の観点などが考えられる。この公平性の観点からの評価は、行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配さ</p>

変更後	現行
<p>れているか、あるいは分配されるものとなっているかを明らかにすることにより行うものである。また、優先性の観点からの評価は、これらの観点からの評価を踏まえて当該政策を他の政策よりも優先すべきかを明らかにすることにより行うものである。</p> <p>政策評価の観点の基本的な適用の考え方については、基本計画において示すものとする。</p> <p>3 政策効果の把握に関する基本的な事項</p> <p>ア <u>政策効果の把握に当たっては、政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにすることが重要であることから、政策体系をあらかじめ明示することを基本とする。なお、各行政機関の所掌する政策が、複数行政機関に関係する政策（上位目的）と関連する場合は、複数行政機関に関係する政策との関係をあらかじめ明らかにするよう努めるものとする。</u></p> <p>イ <u>政策効果の把握は、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする。その際、政策の改善に有益な情報を特定し、それを指標として適切に設定するために、企画立案段階から、政策の実施により得られると想定される効果の発現経路を明確にし、その効果を把握する手法を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>政策効果を把握する手法は、できる限り定量的に把握することができる手法を用いるものとする。その際、政策目的の実現に資する情報を得るという目的を果たせるよう、指標の設定・測定が目的化</u></p>	<p>れているか、あるいは分配されるものとなっているかを明らかにすることにより行うものである。また、優先性の観点からの評価は、これらの観点からの評価を踏まえて当該政策を他の政策よりも優先すべきかを明らかにすることにより行うものである。</p> <p>政策評価の観点の基本的な適用の考え方については、基本計画において示すものとする。</p> <p>3 政策効果の把握に関する基本的な事項 (新設)</p> <p>ア <u>政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする。</u></p> <p><u>その際、できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いるものとし、これが困難である場合、又はこれが政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合においては、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。この場合においても、できる限り、客観的な情報・データや事実を用いることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るものとする。</u></p>

変更後	現行
<p><u>しないように留意するものとする。また、当該政策の推進にとって定性的に把握する手法が合理的であると考えられる場合には、これによる代用や併用についても検討するものとする。</u></p> <p><u>また、すべてにおいて、初めから高度かつ厳格な手法の適用を画一的に行うより、簡易な手法であっても、その有用性が認められているものがあれば当該手法を適用し、政策評価の実施の過程を通じ知見を蓄積して手法の高度化を進めていくことにより政策評価の質の向上を図っていく等の取組を進めていくものとする。</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項</p> <p>法第3条第2項第2号の学識経験を有する者の知見の政策の特性に応じた活用は、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、高い識見、高度の専門的知識・能力を活用することや国民生活・社会経済への政策の関わりに関する実践的知識を活用することを基本として、評価の対象とする政策の特性、評価の内容に応じた適切な方法で行うものとする。<u>その際、政策効果の把握・分析機能の強化や、意思決定過程における政策評価や行政事業レビュー等の評価関連作業から得られる情報の活用を推進する観点にも留意するものとする。</u>なお、政策の特性に応じた知見の活用の基本的な考え方及びその方法については、基本計画において示すものとする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>II 法第20条から第22条までの規定に基づく措置に関する事項</p> <p>1 法第20条の規定に基づく措置</p>	<p><u>また、すべてにおいて、初めから高度かつ厳格な手法の適用を画一的に行うより、簡易な手法であっても、その有用性が認められているものがあれば当該手法を適用し、政策評価の実施の過程を通じ知見を蓄積して手法の高度化を進めていくことにより政策評価の質の向上を図っていく等の取組を進めていくものとする。</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項</p> <p>法第3条第2項第2号の学識経験を有する者の知見の政策の特性に応じた活用は、<u>政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するためのもの</u>であることを踏まえ、高い識見、高度の専門的知識・能力を活用することや国民生活・社会経済への政策の関わりに関する実践的知識を活用することを基本として、評価の対象とする政策の特性、評価の内容に応じた適切な方法で行うものとする。政策の特性に応じた知見の活用の基本的な考え方及びその方法については、基本計画において示すものとする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>II 法第20条から第22条までの規定に基づく措置に関する事項</p> <p>1 法第20条の規定に基づく措置</p>

変更後	現行
<p>(1) 調査、研究及び開発の推進</p> <p>調査、研究及び開発の推進に当たっては、政策の特性等を踏まえ、政策効果の把握の手法<u>その他の評価</u>の方法の開発、政策効果の把握の手法の信頼性や精度について調査及び研究、類似事業間における評価指標や政策効果の把握の手法の共通化のための調査及び研究等について重点的に取り組むものとする。</p> <p>また、これらの調査、研究及び開発の成果についての各行政機関の間での情報の交換を推進するものとする。</p> <p><u>総務省は、各行政機関において、有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握・分析の取組が行われるよう、各行政機関の取組例も参考に、審議会での議論も踏まえ、効果の把握・分析の手法等の調査研究を進めるとともに、得られた知見や方法を整理して共有するなど、各行政機関における政策評価の取組の継続的な改善を促進する役割を果たすものとする。</u></p> <p>(2) 職員の人材の確保及び資質の向上</p> <p>職員の人材の確保及び資質の向上については、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)を活用した公認会計士等の専門的・実務的な知識を有する者の採用、退職公務員のその再任用を含めた活用、評価の分野における官民交流、政策評価担当職員の人事交流、職員の意識改革を進めるための周知活動等の推進を図るものとする。また、総務省は、各行政機関の協力を得て、各行政機関における政策評価に従事する職員に対して体系的かつ継続的な研修の実施を図るものとする。</p>	<p>(1) 調査、研究及び開発の推進</p> <p>調査、研究及び開発の推進に当たっては、政策の特性等を踏まえ、<u>事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価</u>の方法の開発、政策効果の把握の手法の信頼性や精度について調査及び研究、類似事業間における評価指標や政策効果の把握の手法の共通化のための調査及び研究等について重点的に取り組むものとする。</p> <p>また、これらの調査、研究及び開発の成果についての各行政機関の間での情報の交換を推進するものとする。</p> <p>(2) 職員の人材の確保及び資質の向上</p> <p>職員の人材の確保及び資質の向上については、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)を活用した公認会計士等の専門的・実務的な知識を有する者の採用、退職公務員のその再任用を含めた活用、評価の分野における官民交流、政策評価担当職員の人事交流、職員の意識改革を進めるための周知活動等の推進を図るものとする。また、総務省は、各行政機関の協力を得て、各行政機関における政策評価に従事する職員に対して体系的かつ継続的な研修の実施を図るものとする。</p>

変更後	現行
<p><u>総務省が実施する研修の企画に当たっては、政策効果の把握・分析機能の強化や、意思決定過程における政策評価や行政事業レビュー等の評価関連作業から得られる情報の活用を促進する観点にも留意するものとする。</u></p> <p>2 法第 21 条の規定に基づく措置</p> <p>総務省は、政策評価等の実施に必要な情報の活用に関し検討を進めるとともに、政策評価等の実施に必要な情報の行政機関相互間における活用の促進のためのシステムの整備を図るものとする。</p> <p><u>また、各行政機関における政策効果の把握の取組の進展によりこれまで以上に統計データ、行政記録情報、ビッグデータ等を活用する必要性が高まることに備え、総務省は、各行政機関における政策効果の把握・分析のための統計の整備やデータ利活用の技術的支援に取り組むものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>Ⅲ その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項</p> <p>1 連絡会議の開催</p> <p>総務省は、政策評価の質の向上を図る観点から、各行政機関間の連絡を密にし、政策評価制度の円滑かつ効率的な実施を図るとともに政策評価に関する取組を促進するため、各行政機関により構成される連絡会議を開催するものとする。</p> <p>また、総務省は、政策評価の円滑かつ効率的な実施に資するよう、連絡会議における連絡・協議を経て、<u>必要なガイドラインを策定・改</u></p>	<p>2 法第 21 条の規定に基づく措置</p> <p>総務省は、政策評価等の実施に必要な情報の活用に関し検討を進めるとともに、政策評価等の実施に必要な情報の行政機関相互間における活用の促進のためのシステムの整備を図るものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>Ⅲ その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項</p> <p>1 連絡会議の開催</p> <p>総務省は、政策評価の質の向上を図る観点から、各行政機関間の連絡を密にし、政策評価制度の円滑かつ効率的な実施を図るとともに政策評価に関する取組を促進するため、各行政機関により構成される連絡会議を開催するものとする。</p> <p>また、総務省は、政策評価の円滑かつ効率的な実施に資するよう、連絡会議における連絡・協議を経て、<u>「政策評価の実施に関するガイ</u></p>

変更後	現行
<p><u>廃するものとする。</u></p> <p>2 各行政機関が実施する政策評価及び総務省が実施する政策の評価 (1)・(2) (略) (3) 総務省の評価活動 (略) ア 統一性又は総合性を確保するための評価活動 (ア) (略) (イ) これを踏まえ、次の政策について、重点的かつ計画的に評価を実施するものとする（これらの対象の選定について、総務省は、<u>審議会</u>の調査審議を踏まえるものとする。）。</p> <p>①～④ (略) (ウ)・(エ) (略) イ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 <u>本基本方針の施行前に法第6条第1項に基づき定められた基本計画については、本基本方針の施行後最初に基本計画を定めるまでの間は、本基本方針の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、各行政機関の長は、本基本方針の施行後最初に基本計画を定めるまでの間は、法第6条第2項第6号に掲げる</u></p>	<p><u>ドライン」、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」及び「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」を策定する。</u></p> <p>2 各行政機関が実施する政策評価及び総務省が実施する政策の評価 (1)・(2) (略) (3) 総務省の評価活動 (略) ア 統一性又は総合性を確保するための評価活動 (ア) (略) (イ) これを踏まえ、次の政策について、重点的かつ計画的に評価を実施するものとする（これらの対象の選定について、総務省は、<u>政策評価審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」という。）の調査審議を踏まえるものとする。）。</p> <p>①～④ (略) (ウ)・(エ) (略) イ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>本基本方針の施行後、I 5カ(イ)に基づき基本計画において規制に係る政策を事後評価の対象として定めるまでの間にあっては、各行政機関の長は、実施計画において規制に係る政策を事後評価の対象として定めることとする。</u></p>

変更後	現行
<u>基本計画において定める事項及び第7条第2項各号に掲げる事後評価の実施に関する計画において定める事項については、本基本方針の規定を踏まえたものとして、事後評価の実施に関する計画において定めることができる。</u>	